平成22年度 予算案まとまる

総額2757億9270万円

市は、平成22年度の予算案をまとめました。
予算総額は2757億9270万円です。
内訳は、一般会計1610億7954万円、特別会計722億9946万円、企業会計424億1370万円です。
前年度予算に比べ、総額で2・1％増、一般会計では1・7％増になっています。なお、一般会計のうち、借換債を除く実質的な予算額は3・4％増の1605億684万円です。
また、一般・特別会計をあわせた平成22年度末における、基金残高（市の貯蓄）の見込みは131億2082万円、市債残高（市の借金）の見込みは1787億3261万円です。
この予算案は、現在開会中の3月定例市議会で審議されています。
問合せは財政課（0798・35・3414）へ。

新年度予算の特徴

百年に一度と言われる経済危機に直面し、地方財政の見通しは極めて不透明な状況です。このため財政基金等について計画的な活用を図るなど、今後の財政運営についても留意し、新年度の予算案をまとめました。
「歳出」では、既存事業の見直しや経費の節減を図るとともに、子育て支援の充実のため、子ども手当の支給、学校の児童急増対策や耐震化、保育所の待機児童解消など、市民ニーズを踏まえた施策や緊急性の高い事業を優先的に実施します。
また、乳幼児等医療費について、7月から中学3年生までの医療費を無料化するなど、安心・安全のための事業を実施します。このため、前年度に比べ民生費が大幅な増額になっています。
一方、「歳入」では景気悪化の影響を受け市税収入が個人市民税などを中心に前年度を大幅に下回りますが、臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税は増額が見込まれます。
さらに、下水道事業における資本費平準化債の発行や、市有地の売却などにより歳入確保に努め、収支の均衡を図りました。

平成22年度予算案の内訳

区　分	予算額	前年度比
一般会計	1610億 7954万円	1.7%増
特別会計	722億 9946万円	4.0%増
企業会計	424億 1370万円	0.4%増
合　計	2757億 9270万円	2.1%増

※一般会計のうち、借換債を除く実質的な予算額は1605億684万円（前年度比3.4%増）

市民1人あたりでは

一般会計予算 33万4791円に

※1月1日現在の推計人口48万1135人で算出

目的別に見ると次のとおりです

福祉の充実に

民生費 12万553円

借入金の返済に

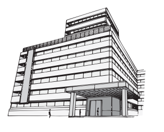

公債費 5万850円

道路や公園の整備維持管理に

土木費 3万8860円

学校教育や社会教育の充実に

教育費 3万7612円

保健医療、環境学習、清掃事業に

衛生費 3万1161円

高度情報ネットワーク推進や文化振興に

総務費 3万899円

消防・救急活動に

消防費 1万1855円

その他

1万3001円

市民1人あたりの基金残高と市債残高は
（一般会計および特別会計分）

基金残高…　2万7271円
市債残高…　37万1481円
（平成22年度末見込み）
※1月1日現在の推計人口48万1135人で算出

一般会計　総額1610億7954万円の内訳

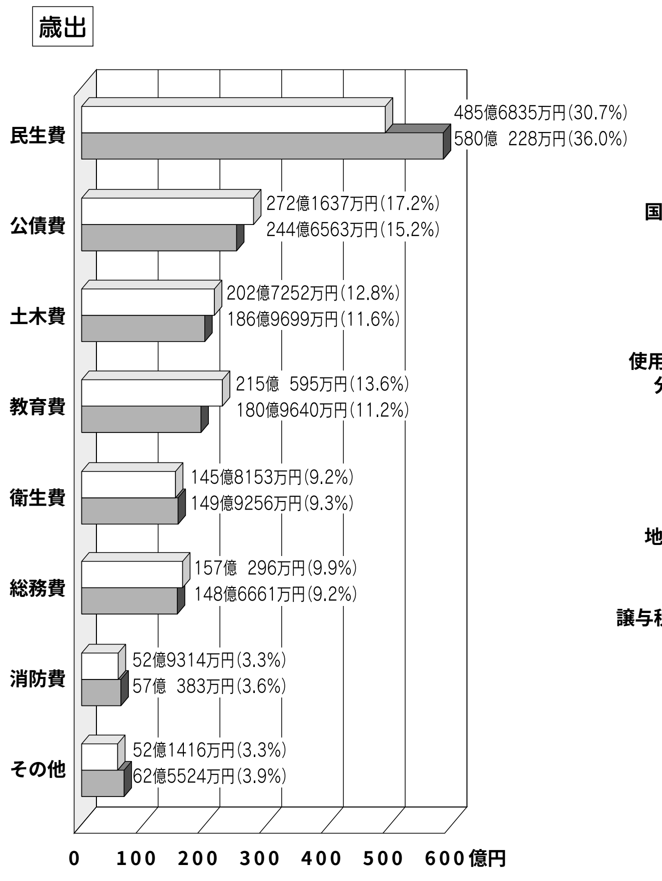

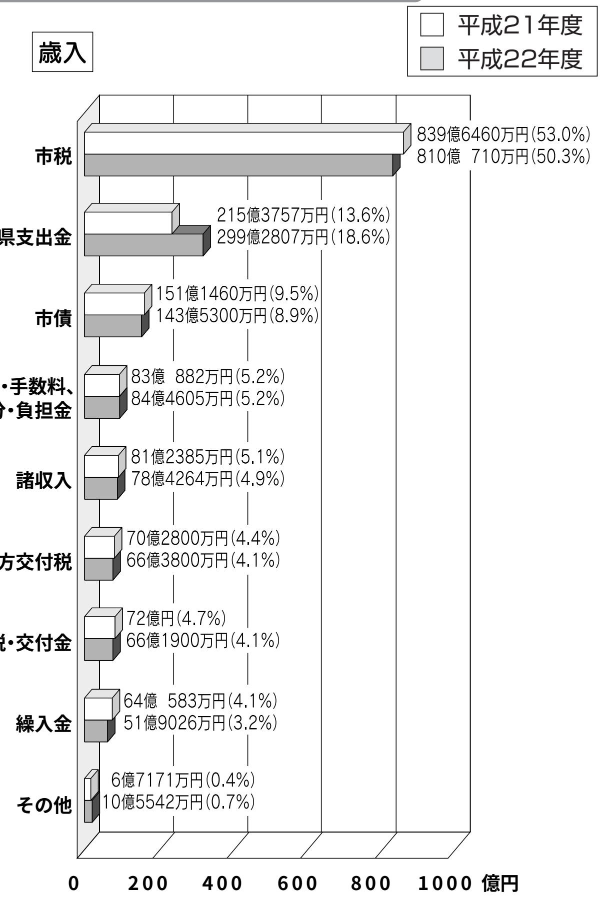

4月1日から対象が拡大されます

中学3年生まで外来医療費を助成

市は、4月1日から乳幼児等医療費助成制度における外来医療費の助成対象を中学3年生まで拡大します＝左表参照。
すでに申請済みで助成資格のある人には、新しい受給者証を3月31日までに送付します。該当する人で申請していない人はお早めに申請してください。
問合せは医療年金グループ（0798・35・3131）へ。
【助成資格】次のいずれの条件も満たす人▽本市に住民登録・外国人登録をしている人で平成22年4月1日現在、中学3年生以下▽いずれかの健康保険の被扶養者▽扶養義務者（保護者等）が所得制限基準を満たしている▽ほかの福祉医療費助成を受給していない▽生活保護を受けていない

◆老人医療費受給者証の送付について　3月31日まで有効の受給者証があり、4月1日以降も受給資格のある人について、新しい受給者証を3月末までに送付します。問合せは医療年金グループ（0798・35・3131）へ

乳幼児等医療費助成制度の表

<table>
<tr><th>対象</th><th colspan="2">一部負担金（※2）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">中学3年生まで（15歳到達後の最初の3月31日まで）
【所得制限】扶養義務者の市町村民税所得割額（※1）が23万5000円未満（ただし0歳児の扶養義務者の所得制限なし）</td><td>0歳～2歳</td><td>入院・外来ともに負担なし</td></tr>
<tr><td>3歳～中学3年</td><td>◆外来…1日800円（低所得認定者は600円）まで。ただし月2回まで
◆入院…1割負担。月額3200円(低所得認定者は2400円)まで</td></tr>
<tr><td colspan="3">平成23年6月30日までの経過措置
【対象】現行の所得制限は満たさないが、所得額が経過措置での所得制限である532万円未満(扶養1人につき38万円を加算）を満たしている人
【一部負担金】外来…1日1200円まで。ただし月2回まで▷入院…1割負担。月額4800円まで</td></tr>
</table>

(※1)住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除については控除前の市町村民税所得割額で判定します
(※2)一部負担金は、同一医療機関につき1カ月の金額です。なお、7月1日以降については、中学生3年生まで一部負担金が無料になります（所得制限は変更なし）。詳しくは今後市政ニュース等でお知らせする予定です
(※)6月30日までは、21年度市町村民税所得割額および21年度(20年中)所得額で判定します
(※)所得申告の必要な場合があります。また、21年1月1日以降に転入の場合や扶養義務者が西宮市以外で住民税を課税されている場合は、21年度課税(所得)証明書が必要です